

滋 薬 務 第 5 6 号
令和8年(2026年)1月16日

一般社団法人滋賀県薬業協会長
滋賀県医薬品配置協議会長 } 様

滋賀県健康医療福祉部薬務課長
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行等について(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(令和8年5月1日)施行事項関係)

このことについて、令和7年12月26日付け医薬発1226第2号で厚生労働省医薬局長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせしますとともに、貴会会員に対して周知いただきますようお願いいたします。

滋賀県健康医療福祉部
薬務課薬事指導係 平田
TEL:077-528-3634
FAX:077-528-4863
薬務課薬業振興係 三谷
TEL:0748-88-2122
FAX:0748-88-4493